

保証保険の仕組みについてのQ & A

(畜産環境整備機構のリース事業の担当者向け)

I 畜産高度化支援リース事業に係る保証保険の基本的な仕組み

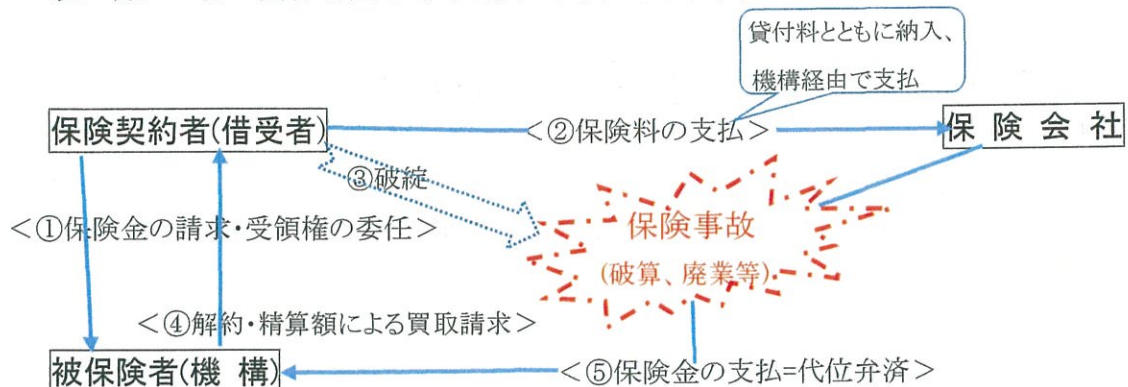
Q1 機構のリースの利用を希望する者は保証保険に必ず加入しなければならないのですか。

A1 畜産高度化支援リース事業実施要領の第6の1の(1)に規定するとおり、リース事業の利用に際しては加入していただく必要があります。そして、保険金の請求・受領の権利を機構に委任していただきます。

保証保険料については、貸付料の返済に合わせて機構が徴収し、保険会社に支払います。

Q2 借受者、機構及び保険会社の関係を教えてください。

A2 保険会社からみて、借受者は保険契約者、機構は被保険者になります。保険事故の際の3者の関係を図示すると次のようになります。



Q3 保険事故と扱われるのは借受者がどのような状況になったときですか。

A3 畜産環境整備機構保証保険要領の第4の2に規定しているとおりです。

借受者が、破算や民事再生の申立など法的な破綻状態に陥った場合又は離農・廃業あるいは債務不履行の場合に保険事故と確定する手続きをとります。

Q4 借受者は保険料を支払うのに、保険事故の際に保険金を受け取ることはできないのですか。

A4 保証保険は機構を被保険者とする保険で、保険契約者の借受者は保険金の請求及び受領の権限を被保険者である機構に委任します。したがって、借受者が破算、廃業等で保険事故扱いになると、保険会社は機構に保険金を直接支払います。保険会社が、借受者に代わって、その未返済債務を保険金で返済するのです(保険会社による代位弁済といいます)。

Q5 「経営が破綻して貸付料等を返済できなくなっても保証保険があるから心配いりません」とリースを申し込むときに言われました。

保険事故扱いになって保険金が支払われると、債務は帳消しになるのですか。

A5 保険会社による保険金の支払(代位弁済)で債務は帳消しになりません。借受者が返済不能なため、借受者に代わって保険会社が立て替えて債務を返済するのです。畜産環境整備機構保証保険要領の第6に規定するとおり、機構は、保険金を受領すると、借受者に対する債権を保険会社に譲渡します(保険金の受領日が債権の譲渡日)。機構と借受者との貸付契約(債権債務関係)は債権の譲渡で解消します。一方、債権の譲渡を受けた保険会社が借受者に対する債権(求償権)を取得します。保険会社と借受者との間で求償債権債務関係が新たに成立します。保険会社が立て替え払いした保険金額を返済する義務を借受者は新たに負います。したがって、保険金の支払で債務は帳消しになりません。

「保険」とは言うものの、「生命保険や火災保険と異なり保険金をもらえばなし」、ということにはなりません。都道府県の信用保証協会や農業信用基金協会が運営する信用保証制度と基本的に同じ、と考えてください。

Q6 保険事故扱いの手続の流れはどのようなものですか。

A6 保険事故扱いは、貸付契約の解約→保険金の請求と受領→債権譲渡、という順序で手続を進めます。

借受者、転貸借受団体、借受(受託)団体、機構及び保険会社が、それぞれの手続について示すと、「保証保険金請求の手順」(A4判横書き)のとおりとなります。

Ⅱ 畜産経営環境対応強化緊急対策事業における保証保険(保証保険料が補助されるリース事業)

Q7 畜産経営環境対応強化緊急対策事業に基づくリースでは保証保険料が補助されると聞きました。保証保険料が(独)農畜産業振興機構(ALIC)から補助されるのは何故ですか。

A7 畜産経営環境対応強化緊急対策事業は、畜産業を営む者による排水や臭気処理に必要な施設の整備の支援を目的としています。排水や臭気処理は畜産経営の継続に欠かせません。しかし、これらの施設を整備しても収入は増加しないばかりか、リース料や減価償却費など費用負担が却って増します。そこで、畜産業を営む者の費用負担を軽減するために、保証保険料(0.5 円/年)を(国の財政支援を受けて)ALICが補助することになりました。

Q8 保証保険料の補助はどのようになされるのですか。

A8 畜産業を営む者が畜産経営環境対応強化緊急対策事業に基づき排水や臭気処理に必要な施設のリースを機構から受けた場合に、保証保険料の補助を受けることができます。

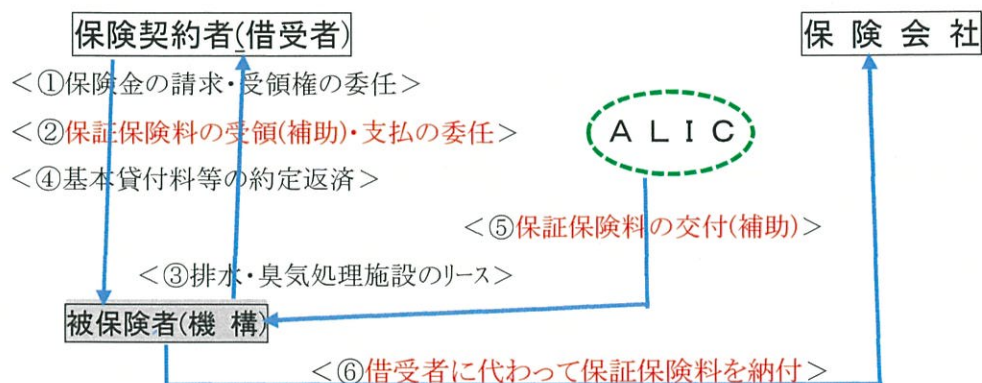
通常は、基本貸付料等の約定返済に合わせて保証保険料も支払います。

この事業の借受者は、保証保険料以外の基本貸付料等を約定どおり返済していただきますが、保証保険料については支払う必要がありません。

保証保険料については、借受者に代わって機構がALICから直接交付を受けて保険会社に納付します。

そのため、借受者は「保証保険料の(ALICからの)受領と保険会社への支払」を機構に委任します。⇒下図の<②保証保険料の受領(補助)・支払の委任>

【保証保険料の補助と納付の仕組み】



Q9 保証保険料の補助が打ち切られることはあるのですか。

A9 借受者が基本貸付料等を約定返済することを前提に保証保険料は補助されません。ですから、基本貸付料等を滞納した場合は保証保険料の補助はなされません。打ち切りになります。

Q10 基本貸付料等を滞納して保証保険料の補助が打ち切られた場合はどうするのですか。

A10 滞納している基本貸付料等に保証保険料を加えた額の支払を機構は借受者に督促します。借受者は基本貸付料等に保証保険料を加えた額を機構に返済しなければなりません。

Q11 機構からの督促を受けて基本貸付料等に保証保険料を加えた額を借受者が返済したときは、保証保険料の補助は再開されるのですか。

A11 滞納を解消し、次回の納期限に約定どおり返済すれば、その時点から保証保険料の補助が再開されます。

保証保険料の補助は、原則として、基本貸付料等を遅延することなく約定どおり返済した場合になされるものです。

Q12 納期限の属する年度内に借受者がその滞納を解消すれば、保証保険料の補助を受けることができますか。

A12 保証保険料の補助金の概算請求を機構は第4四半期の期央にALICに対し行います。補助金の概算請求の前までに滞納を解消すれば、その納期分の保証保険料の補助を受けることができます。

以上

保証保険金請求の手順【1 貸付契約の解約】

借受者	転貸借受団体(JA)	借受団体(酪畜協会等)	当機構	保険会社
<p>○離農、廃業、破産、債務不履行</p>	<p>○借受団体に連絡</p> <p>○保証保険報告書を借受団体経由で機構に提出</p>	<p>○現況調査を作成して機構に借受者の状況(債務超過等)を報告</p>	<p>○現況調査に基づき保険事故扱いを協議(事前協議)</p> <p>○協議を了した日付をもって事態(離農等)発生日</p> <p>○保証保険報告書を受けて債務不履行等にもなう措置(以下)を借受団体に通知(指示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付契約解約日(保証保険報告書受理日) ・再・再々貸付契約の解約 ・貸付施設の精算額とそ の納入期限 ・借受者による精算額の支払と施設の買取 	<p>機構と保険会社との事前協議</p>
	<p>○精算額の支払(精算額)による施設の買取)を配達・内容証明郵便で借受者に催告</p>	<p>經由</p>		

保証保険金請求の手順【2 保険金の請求と受領】

借受者	転貸借受団体(JA)	借受団体(酪畜協会等)	当機構	保険会社
<p>離農、 廃業、 破産、 債務不 履行</p>	<p>○配達・内容証明郵便による催告の結果(期日までに納入されず)を借受団体経由で機構に報告</p>	<p>○転貸借受団体からの催告結果報告を機構に伝達</p>	<p>○催告結果の報告を受けて保険事故発生報告を保険会社に提出し、保険金を請求(保険金請求額計算書等添付)</p>	<p>○機構からの保険金請求を受けて保険金の支払手続</p>
	<p>催告に応じず</p>			<p>未収保証保険料とそれに係る違約金を精算額(催告額)から控除</p>
			<p>○保険金の請求及び受領を借受団体に委任することと、機構による保険金受領後に債権を譲渡することを借受団体に通知(貸付契約時=要領第3の9の1)</p>	<p>○機構に保険金を支払い。</p>
		<p>○左欄の通知(申し出)を受けて同様のことを機構に通知(貸付契約時=要領第3の9の2)</p>	<p>○保険金を受領 ○保険金を受領したことを借受団体に通知 →借受団体は、機構による保険金の受領を転貸借受団体に連絡</p>	
	<p>各々の印鑑証明書、再・再々貸付契約書(写し)を機構に提出</p>	<p>(注) 転貸借団体が合併等で存在しない場合は存続団体の登記簿謄本(現在事項全部証明書)を添付←保険会社の指示</p>		

保証保険金請求の手順【3 債権譲渡】

借受者	転貸借受団体(JA)	借受団体(酪畜協会等)	当機構	保険会社
<p>離農、 廃業、 破産、 債務不 履行</p>	<p>○機構が保険会社から保 険金を受領したことを 受けて、保険金の受領 額を限度として借受団 体に債権を譲渡</p> <p>○同時に、債権の譲渡を 借受者に通知 (いずれも配達証明付き 内容証明郵便)</p>	<p>○転貸借受団体からの債権 譲渡の通知を受けて同様 に債権を機構に譲渡</p> <p>○同時に、債権の譲渡を借 受者に通知 (いずれも配達証明付き内容 証明郵便)</p>	<p>○転貸借受団体及び借 受団体から、各々の債 権譲渡契約書等の提 出を受けて、受領した 保険金の額を限度に保 険会社に債権を譲渡</p> <p>○保険会社に債権を譲渡 したことを借受者に通 知 (いずれも配達証明付き 内容証明郵便)</p>	<p>○保険金の支払(代位弁済)と 見返りに借受者に対する債 権(求償権=譲渡債権)を取 得</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">借受者に対する求償権 の行使による債権回収</p>